

2月は「相続登記はお済みですか月間」です。

相続登記を長期間していないと…

亡くなった方の名義のままでは、不動産を売却したり担保に提供して融資を受けることができません。

相続人が亡くなると、新たな相続人が現れ、相続関係が複雑になります。

相続人を確定するために必要な戸籍には保管期限があるため、収集が困難となります。

正しく遺言書を残すことで、死後の相続トラブルを回避できます。



お近くの**司法書士**にお気軽にご相談ください。

問合せ方法 | 事務局 (095-823-4777) または
長崎県司法書士会 HP から検索可



住まいの終活フェア相談会

九州・沖縄一斉！ 相続登記相談会

主催：長崎県司法書士会 共催：長崎県土地家屋調査士会、長崎地方法務局、長崎市、佐世保市、島原市

令和2年2月15日(土)

10:00~16:00 最終受付 15:30

【予約受付期間 令和2年1月27日~2月13日】

長崎会場：長崎地方法務局

佐世保会場：佐世保中央公民館

島原会場：サンプラザ万町



相談会内容

- ・住まいに関する相続、遺言
- ・土地の境界
- ・空き家対策
- ・成年後見制度

完全予約制
予約電話番号

095-823-4777

(長崎県司法書士会：平日9:00~17:00)

明日の
安心を守る

長崎県司法書士会

お気軽にご相談ください。

🔍 長崎県司法書士会

検索



総合相談センター 予約電話番号 ☎095-823-4895 (平日9:00~17:00) 土日祝日は休みです。